

## 年分 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」 に関する領収書等明細一覧兼チェックシート

店番・店名		ご記入日	年	月	日
	お客さま（ご本人）	法定代理人（親権者）さま（お客さまが未成年の場合）			
口座番号					
署名（氏名）					
住所または居所	〒				
連絡先電話番号					

次ページの「今回ご提出いただく『領収書等』のチェック内容」を確認、ならびに「留意事項」を承諾のうえ、下記項目の「チェック欄」にレ点をご記入ください。	チェック欄
私は、本日提出する領収書等の明細等については、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）で規定されている「教育資金（《教育資金について》ご参照）」として支払ったことに相違ありません。	<input type="checkbox"/>
私は、本日提出する領収書等に記載されている支払年月日と、専用口座からの払出日が同じ年に属することを確認いたしました。	<input type="checkbox"/>
私は、本日提出する領収書等に①支払日、②金額、③支払者（宛名）、④支払先の氏名（名称）、⑤支払先の住所（所在地）、⑥摘要が記載されていることを確認いたしました。	<input type="checkbox"/>

### 1. 教育資金支払領収書等の提出明細一覧

No.	領収書等の日付	支払先の氏名 ※住所不要	支払先の区分 <small>※該当にレ点</small>	支払金額
1	年 月 日		<input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 学校等以外	円
2	年 月 日		<input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 学校等以外	円
3	年 月 日		<input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 学校等以外	円
4	年 月 日		<input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 学校等以外	円
5	年 月 日		<input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 学校等以外	円
6	年 月 日		<input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 学校等以外	円
7	年 月 日		<input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 学校等以外	円
8	年 月 日		<input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 学校等以外	円
9	年 月 日		<input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 学校等以外	円
10	年 月 日		<input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 学校等以外	円
11	年 月 日		<input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 学校等以外	円
12	年 月 日		<input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 学校等以外	円
13	年 月 日		<input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 学校等以外	円
14	年 月 日		<input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 学校等以外	円
15	年 月 日		<input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 学校等以外	円

■ 「少額教育資金支出支払明細書」を提出される場合は、下欄に枚数と合計金額をご記入ください。

少額教育資金支出支払明細書	枚	円
---------------	---	---

## 2. 今回ご提出いただく「領収書等」のチェック内容

### 《教育資金について》

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の制度概要と非課税となる教育資金の範囲については、文部科学省のホームページに「Q&A」とあわせて掲載されていますのでご参照ください。

【文部科学省ホームページ：「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」】

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm)

チェック項目	
(1)	「領収書等」は、すべて本人の「教育資金」(注1)として「学校等」または「学校等以外の者」(注2)に直接支払った資金である。 (注1) 租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める教育資金 (注2) 租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める学校等または学校等以外の者
(「領収書等」のうち領収書について)	
(2)	① 領収書には、支払日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)および住所(所在地)、摘要(注)が記載されている。 (注)・資金使途(例「〇〇代として」)の記入が必要。また、塾や習い事などの領収書については、資金使途に加えて、その内訳(例「〇月分(〇回または〇時間)」)についても記載されている必要があります。 ・振込手数料や口座振替手数料等は教育資金には該当しません。
	② 提出する領収書は原本である。
(「領収書等」のうち領収書以外の「支払の事実を証する書類」(注)について) (注)「支払の事実を証する書類」は、文部科学省のQ&A(Q5-3)で例示。下記要件の不足がある場合、振込依頼文書等をあわせて添付することにより要件を明確にする必要があります。なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含めます。	
(3)	① 「支払の事実を証する書類」には、支払日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)および住所(所在地)、摘要(注)が記載されている。 (注)・資金使途(例「〇〇代として」)の記入が必要。また、塾や習い事などの領収書については、資金使途に加えて、その内訳(例「〇月分(〇回または〇時間)」)についても記載されている必要があります。 ・振込手数料や口座振替手数料等は教育資金には該当しません。
	② 提出する「支払の事実を証する書類」のなかに、同一の支払に関する重複提出は無い(過去提出分を含む)。
(4)	学校等で必要な費用を学校等以外の者に支払った「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)を提出している。 (注)年度や学期の始めに配付されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。
(5)	「領収書等」のなかに請求書は無い。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書等」の対象外になりますのでご注意ください。
口座からの払い戻し後の翌年に「領収書等」を提出する場合	
(6)	「領収書等」の日付は、昨年1月1日以降である。 (注)一昨年12月31日以前の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外になります。また、教育資金贈与非課税措置を受けるための口座に最初の預入日より前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。
(7)	「領収書等」の提出は、支払い年月日の属する年の翌年3月15日を過ぎていない。 (注)支払年月日の翌年3月15日を過ぎてご提出いただいた「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。

(注)(2)、(3)については、**学校等に対する支払の場合に限り**、領収書等または支払の事実を証する書類では、摘要(支払内容)が明らかでない場合には、当該領収書等または支払の事実を証する書類に受贈者自身が摘要(支払内容)を記載し、受贈者自身が署名押印することも可能です。また、支払先(学校等)の住所(所在地)の記載がない場合の補筆等は不要です。

### 【留意事項】

- 領収書等に記載されている支払年月日は、専用口座から払い戻された日と同じ年に属することが必要です。同じ年に属していない場合は、払い戻された金額は教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置(租税特別措置法第70条の2の2関係法令)で定める「教育資金」以外の支出となり、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。
- 教育資金管理契約に係る預金口座からの年内の払出分について、教育費としての支払を年明け後に行った場合、当該支払に係る「領収書等」の金額は実際の支払日を含む年(年明け後の年)の「教育資金支出額」とされることにご留意ください。
- 「学校等以外の者に支払われる教育資金」の支払が累計500万円を超える部分については、契約終了時に贈与税の課税対象となります。
- 当社が当該チェックシートによりお手続きした結果、税務当局と見解が異なった場合は、税務にかかる最終的な効果は受贈者(お客さま)に帰属します。